社会福祉法人 根室明郷会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 根室明郷会(以下「当法人」という。)定 款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以 下「役員等」という。)の報酬等について必要な事項を定めることを目的とす る。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員等には、その勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。
 - (1) 常勤役員には、報酬、賞与及び退職手当は支給しない。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、 賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義 の金融口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に 応じて定めるものとする。
 - (1) 報酬については、別表第1に定める額
 - (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね職員給与を支給している役員に対しては、本規程 に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(公 表)

第5条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行うものとする。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、 別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

(1) 評議員

区	分	日	額
評議員会への出席		5,	000円
上記の他、法人及び施設業務		5,	000円

(2) 理事

区	分	日	額
理事会等会議への出席		5,	000円
上記の他、法人及び施設	業務のための出勤	5,	000円

(3) 監事

区	分	日	額
監事監査等への出席		5,	円000
上記の他、法人及び施設業	業務のための出勤	5,	000円